

「福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業」対象者の「小浜市不妊治療費助成事業」における対象診療および助成金額算出の考え方

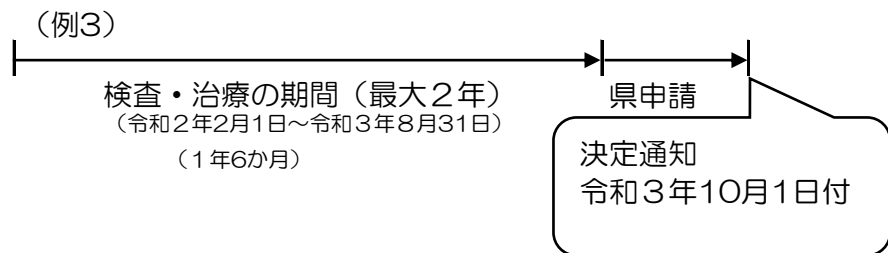
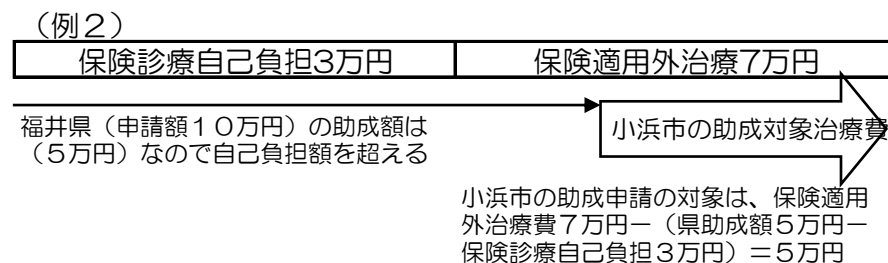
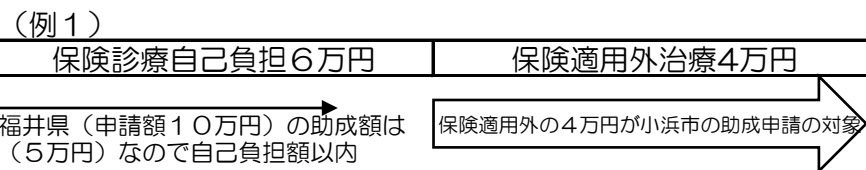
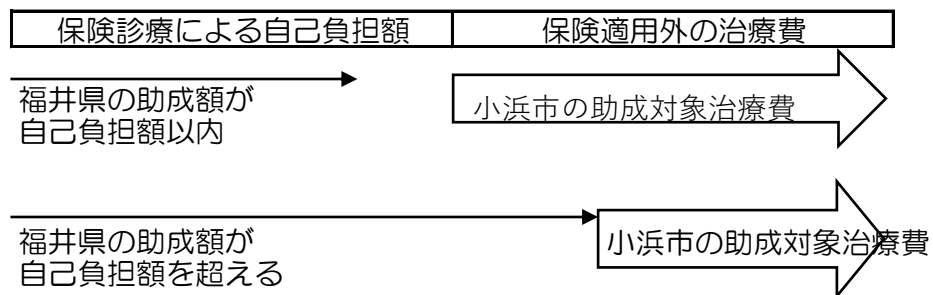
「福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業」対象

対象費用：保険適用を問わず、不妊の検査、一般治療にかかった夫婦2人分の経費

対象期間：検査開始から2年以内

（その他詳細な対象制限については、福井県の事業要綱等参照）

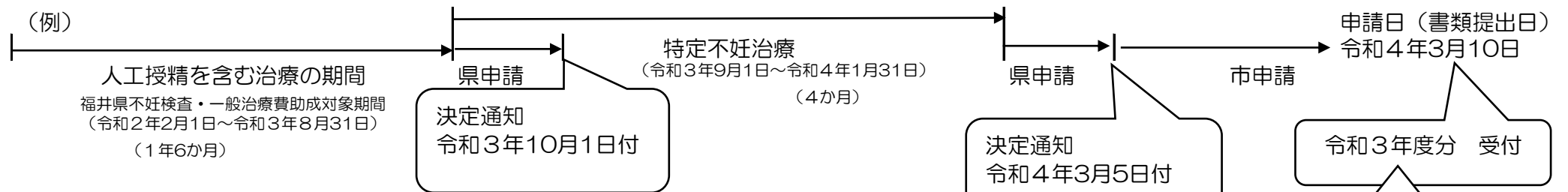
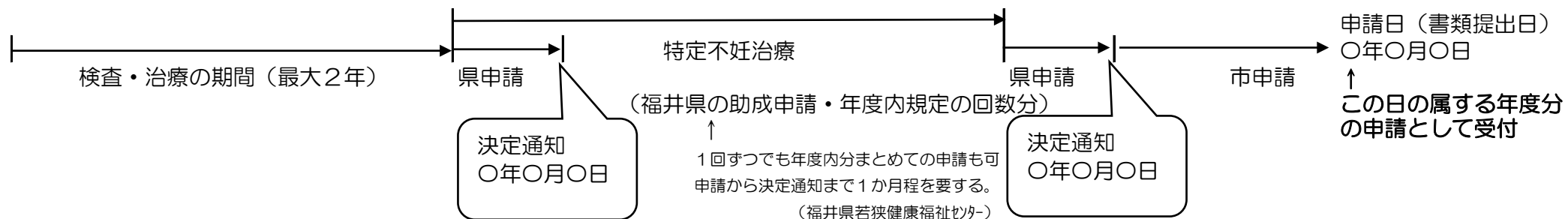
A保険診療自己負担額	$A+B \leq 10\text{万円} = C$
B保険適用外治療費	$1/2 C = D$
C県申請額	$D \leq A$ の場合、 $B = E$
D県助成決定額	$D \geq A$ の場合、 $B - (D - A) = E$
E小浜市助成申請対象額	



●小浜市の申請は
治療期間内のいずれの日または決定通知日を申請する治療期間の初日とすることができます。初日とした日から1年未満に受けた不妊治療にかかる費用を、その終了日から6か月以内、または終了日の属する年度内に、申請日の属する年度分の申請として受け付けます。

●小浜市の申請は
治療期間：令和2年2月1日～令和3年8月31日（1年6か月間）
決定通知：令和3年10月1日
申請する治療期間の初日
令和2年2月1日～令和3年8月31日の間のいずれの日または令和3年10月1日とすることができる

「福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業」対象者の「小浜市不妊治療費助成事業」における治療期間指定の考え方



●小浜市の申請書記入 (例1)

治療方法	人工授精	特定不妊治療
治療期間 ※不妊治療開始時とは、治療期間の初日をいう。 ※治療期間は治療方法の区分なく、初日から最終日までが1年を超えない。	令和2年 2月 1日 から 令和3年 8月31日 まで	令和3年 9月 1日 から 令和4年 1月31日 まで
	※福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業を受けている場合は初日指定 (初日を 令和2年2月1日とする)	

→ この場合の治療期間は
令和2年2月1日から
令和3年1月31日となる
(1年未満になる
ように指定する
ことができる)

●小浜市の申請書記入 (例2)

治療方法	人工授精	特定不妊治療
治療期間 ※不妊治療開始時とは、治療期間の初日をいう。 ※治療期間は治療方法の区分なく、初日から最終日までが1年を超えない。	令和2年 2月 1日 から 令和3年 8月31日 まで	令和3年 9月 1日 から 令和4年 1月31日 まで
	※福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業を受けている場合は初日指定 (初日を 令和3年10月1日とする)	

→ この場合の治療期間は
令和3年10月1日から
令和4年1月31日となる
(1年未満になる
ように指定する
ことができる)

申請日(書類提出日)が4月1日以降になると、令和3年度分の受付になります。
申請書の記入や、県への申請、決定通知が届く時期を見込んで、申請準備をしてください。
(年度内1回の申請のため、次の申請は令和4年度(令和4年4月以降)まで、申請できません。)

決定通知日を初日指定すると、その後、1年以内の治療分を含めて、治療期間最終日の6か月以内に、申請日の属する年度分として申請できます。
(例2の場合、R4.9.30分までの治療費を1回分として申請可)

「福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業」対象外の場合は
実際の治療期間の初日が適用され、初日指定はできません。